# 入院時食事負担額変更のお知らせ

国の健康保険法等の規定に基づき、**令和7年4月1日**より入院時の食事負担額が下記のとおり変更となります。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

| 所得区分 | 1食あたりの負担額 | | 居住費（1日あたりの光熱水費） |
|---|---|---|---|
| | 変更前（令和7年3月31日まで） | 変更後（令和7年4月1日から） | 65歳以上 |
| 一般の方 | 490円 → | 510円 | 370円 |
| 難病患者・小児慢性特定疾病患者の方（住民税非課税世帯を除く） | 280円 → | 300円 | |
| 住民税非課税世帯の方 | 230円 → | 240円 | 370円 |
| 住民税非課税世帯の方で過去1年間の入院日数が90日を超えている場合 | 180円 → | 190円 | 370円 |
| 住民税非課税世帯に属しかつ所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者 | 110円 → | 110円（変更なし） | 370円 |

※居住費に変更はありません。

ご不明な点がございましたら、事務局医事係（1階受付窓口）までお問い合わせください。

豊浦町国民健康保険病院長